

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和4年9月1日（木）

長野県中央児童相談所長 塚田 由美

1 入札に付する事項

(1) 発注件名

中央児童相談所電気自動車専用電源装置設置工事

(2) 工事期間

契約日の翌日から約 60 日間

(3) 改修場所

長野市大字南長野妻科

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和4年9月15日（木） 午後2時

イ 場所 長野県中央児童相談所 3階会議室

2 本件発注に係る照会先

〒380-0872

長野市大字南長野妻科 282 番地 7

長野県中央児童相談所

電話 026 (238) 8010

3 入札に参加する者に必要な資格等

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項又は財務規則（昭和 42 年長野県規則第 2 号。以下「規則」という。）第 120 条第 1 項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 契約の履行にあたり、前号に掲げる者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者ではないこと。
- (3) 電気工事について長野県建設工事入札参加資格を有する者のうち資格総合点数が 818 点以下であること。
- (4) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 18 日付け 22 建政技第 337 号）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 建設業法第 28 条第 3 項の規定により営業停止の処分を受けていない者であること。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 当該入札公告日から 3 か月前の日以降の時点において、滞納している県税等徴収金がないこと。
- (8) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。

(9) 長野地域振興局管内に本店を有していること。

注) 長野県が発注する建設工事に共通して必要な資格について、入札説明書に記載しています。

4 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、別紙様式「一般競争入札申込書」を令和4年9月9日(金)正午までに上記照会先へ提出すること。

5 その他

(1) 入札説明書、契約書(案)及び仕様書は、上記照会先で交付する。

なお、入札説明書、契約書(案)及び仕様書等についてはダウンロードすることもできます。

(2) 入札書の提出

競争参加者又はその代理人は、入札説明書、契約書(案)及び仕様書を熟覧して、入札書を直接提出すること。

郵便、電話、電報、テレックス、ファックス、コピーその他の方法による入札は認めない。

(3) 入札保証金

競争参加者又はその代理人は、入札公告に規定する入札保証金を、令和4年9月15日(木)正午までに納付すること。ただし、財務規則第127条各号に該当すると認められた場合は、入札保証金の納付を免除する。

なお、上記で入札保証金の納付が免除された者で、契約を締結しないときは、免除した金額に相当する金額を徴収するものとする。

(4) 入札の無効

入札説明書11の各号の一に該当する入札書は、無効とします。

(5) 仕様書等について質問がある者は、令和4年9月1日(木)から令和4年9月5日(月)正午までに質問書をメールにて長野県中央児童相談所へ提出すること。

(chuojido@pref.nagano.lg.jp)

(6) 詳細は入札説明書による。

こども・家庭課